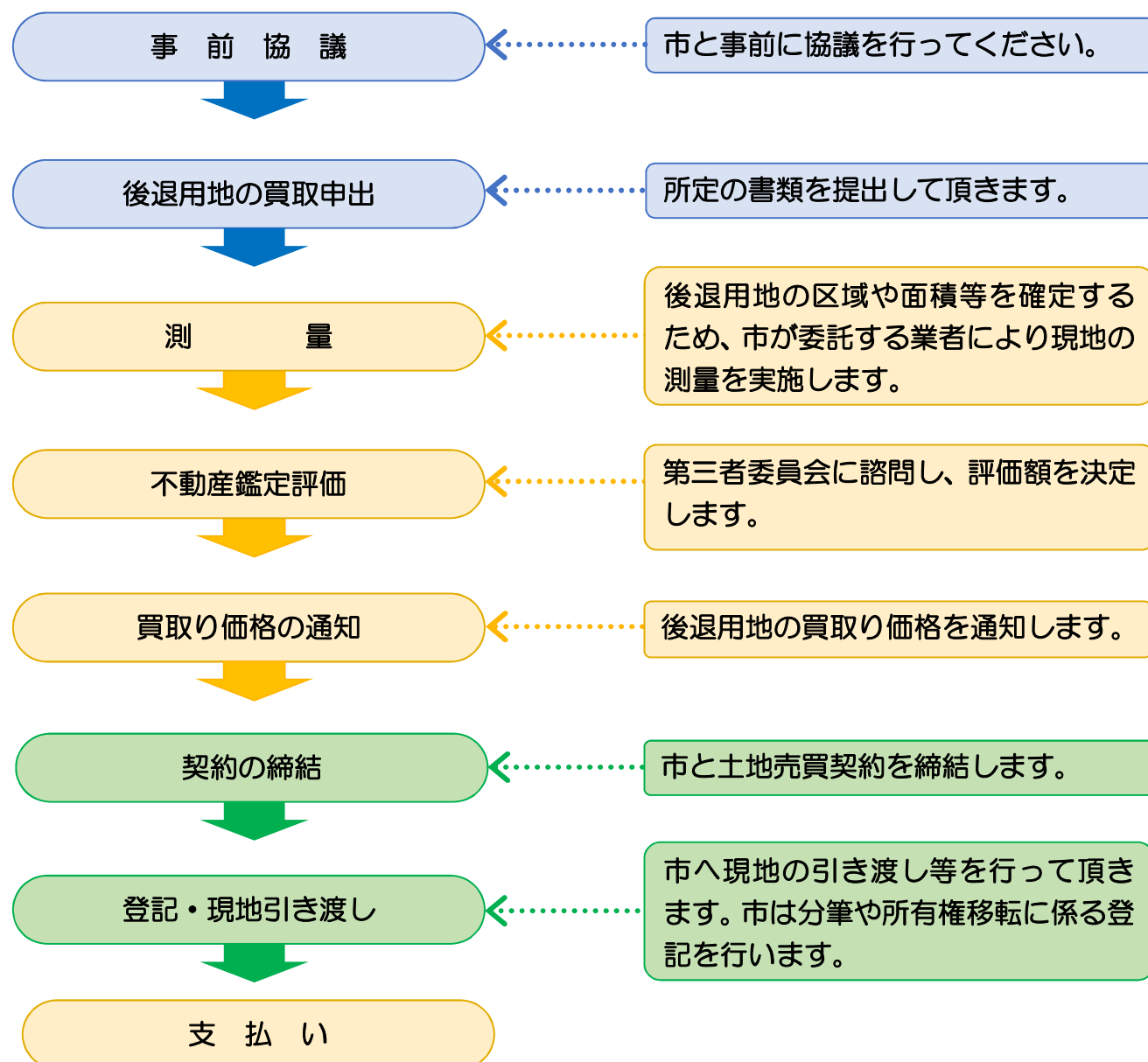


## ◆ 後退用地(道路拡幅部分)の買取りについて

後退用地(道路拡幅部分)については、対象権利者の建替えに合わせて、用地を取得し、道路の拡幅整備を行っています。

後退用地の買取りに係る手続きの流れは、以下のとおりです。



※買取申出の時期等にもよりますが、手続きには1年程度の期間を要します。

蕨市 都市整備部 まちづくり課

住 所 蕨市中央5丁目14番15号

※令和5年10月1日より新庁舎3階へ移転しました。

電 話 048(433)7714 FAX 048(431)6789

E-mail mati@city.warabi.saitama.jp

# 中央第一地区まちづくりだより

発行機関: 蕨市 都市整備部 まちづくり課

## 第19号

中央第一地区では、防災性の向上及び良好な商業・住環境の形成を図るため、地区計画を定めるとともに、道路の拡幅整備や公園等の整備を進めています。昨年度は権利者のご協力により、区画道路6号(一部)の拡幅整備を行うことができました。

今年度は、区画道路7号(一部)の拡幅整備を行うため、工事の際は近隣の皆様や関係者様にはご迷惑等をおかけしますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

引き続き、中央第一地区内の整備に努めていきますので、後退用地に接する権利者には毎年行っている来年度以降の建替え意向調査についてのアンケートに、是非ご協力下さい。

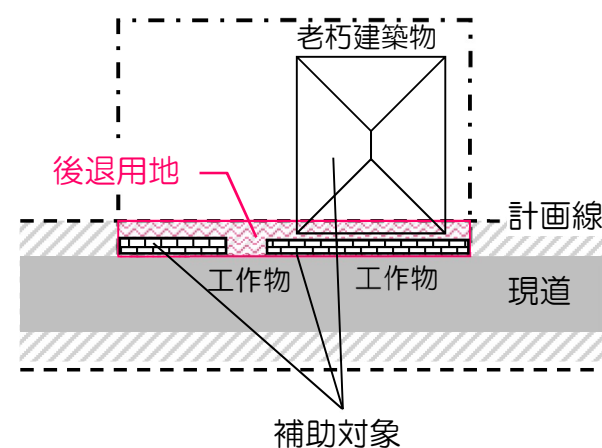
### ◆後退用地取得状況(令和6年4月現在)

取得件数・面積 40件 ・ 約 1,350 ㎡



また、後退用地の買取りにあたり、後退部分に老朽建築物※1や工作物※2がある場合には除却に係る工事費を市が補助しています。

除却に係る補助については、今年度までとなっておりますので、建て替えを考えている方は早めに、まちづくり課にご相談下さい。



※1:老朽建築物とは、耐用年限の3分の2を経過している建築物をいいます。

| 構 造                        | 耐用年限     | 耐用年限の3分の2 |
|----------------------------|----------|-----------|
| 鉄骨鉄筋コンクリート造<br>又は鉄筋コンクリート造 | 47年      | 32年       |
| 鉄骨造                        | 19年から34年 | 13年から23年  |
| 木造                         | 22年      | 15年       |

※2:工作物とは、門や塀等をいいます。

# ◆ これまでの整備状況と今年度の予定について

| 凡 | 例           |
|---|-------------|
|   | 4m道路        |
|   | 4.5m道路      |
|   | 5m道路        |
|   | 5m超7m未満道路   |
|   | 7m以上13m以下道路 |
|   | 公園・広場       |

| 凡 | 例            |
|---|--------------|
|   | 後退用地 整備済箇所   |
|   | 後退用地 今年度整備予定 |
|   | 後退用地 未整備箇所   |

昨年度は区画道路 6 号の拡幅整備を行いました。  
今年度は、区画道路 7 号の拡幅整備を予定しています。また、公園2号の設計を行いますので、近隣の皆様にはヒアリング等を行うことがありますので、その際はご協力をお願いします。

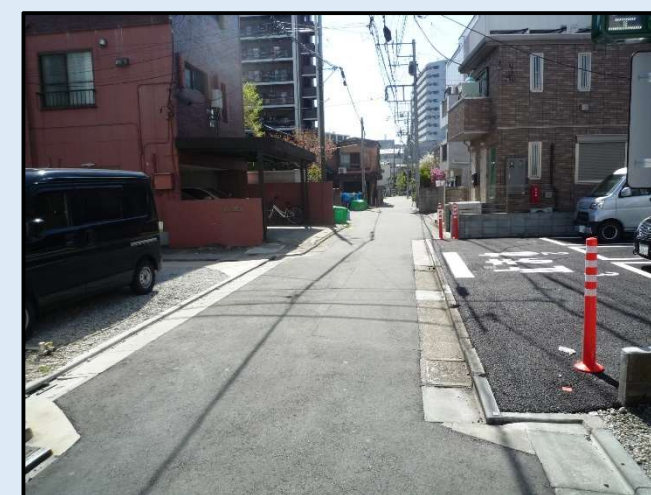
## 公園 2 号 ( 設 計 )

令和6年度 実施設計  
令和7年度 整備工事(予定)



## 区 画 道 路 7 号

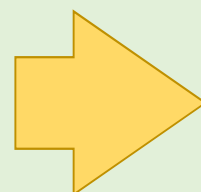
今年度 整備工事



昨年度 整備箇所

## 区画道路 6 号

A【整備前】



A【整備後】



B【整備後】

